

5 監 査 第 180 号  
令和 6 年 2 月 15 日

請求人（略）

愛知県監査委員 前 田 貢

同 川 上 明 彦

同 山 内 和 雄

同 高 桑 敏 直

同 近 藤 裕 人

地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について  
（通知）

令和6年1月5日付けで提出のありました地方自治法（昭和22年法律第67号）  
第242条第1項の規定に基づく住民監査請求（以下「本件住民監査請求」とい  
う。）については、別紙の理由により却下します。

## 別紙 本件住民監査請求を却下する理由

### 第1 請求の内容

本件住民監査請求については、請求人から令和6年1月5日付けで提出された愛知県職員措置請求書及び事実証明書により、請求の内容は、次のとおりと認めた。

- 1 請求の対象となる職員又は機関  
愛知県知事
- 2 請求の対象となる財務会計行為  
請求人が西尾保健所を訪れトラブルとなった当時（令和3年5月7日）の所長（以下「所長」という。）の退職金及び給料の支出。
- 3 当該行為が違法・不当である理由
  - (1) 令和3年5月7日、非科学的、非論理的な感染症対策をし、根拠のないコロナ感染者を作り出していると感じた請求人が西尾保健所へ話を伺いに行ったところ、所長はマスクを着用しなければ対応しないという行為を行い、県民の権利（マスクをしないこと）を非論理的な理由で奪った。
  - (2) 西尾保健所は、当日（令和3年5月7日）のトラブルを証明する文書作成の依頼を断り続け、現在に至っている。
  - (3) 所長は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第5条、刑法第193条及び第223条、民法第90条、地方自治法第244条並びに内閣府新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に違反し、謝罪を一切せず、報告なしで退職したことのペナルティに相当する額を退職金や給料から返納していない。
- 4 請求する措置  
所長の退職金や給料からペナルティに相当する額を返納させること。

### 第2 要件審査

本件住民監査請求が地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条の要件に適合しているかについて審査を行ったが、その結果は、次のとおりである。

請求人は、所長が請求人にマスクの着用を強要したことは違法であり、その後の対応も不誠実であることから、所長に支払われた給料及び退職手当は減額されるべきと主張していると解される。

ところで、法第242条第2項は、住民監査請求は、「当該行為（違法、不当な公金の支出等の行為）のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これを行うことができない。ただし、正当な理由があるときは、この限り

ではない。」と規定している。保健医療局医療計画課に確認したところ、所長は、令和3年8月31日付けで退職しており、所長に対して最後に給料又は退職手当の支出（以下「本件支出」という。）がなされたのは令和3年9月30日であったものであり、請求人が、令和6年1月5日、本件住民監査請求を行った時点では、最終の本件支出があった日から1年を既に経過していたことは明らかである。

このため、本件住民監査請求では、上記にいう正当な理由の有無を検討する必要がある。なお、正当な理由の有無については、最高裁平成14年9月12日判決において「特段の事情がない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて監査請求をするに足る程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解されるときから相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきである」と述べており、また、下級審ではあるが神戸地裁平成16年11月9日判決において「住民がなすべき「相当の注意力」をもってする調査は、住民であれば誰でもいつでも閲覧等できる情報等については、住民の方で積極的に調査することを当然の前提としているものと解すべきである」と判断しているので、本件住民監査請求においても、これらの判例を基準にする。

この点につき、請求人は、「愛知県職員措置請求書にあるとおり、トラブル発生以降、請求人が西尾保健所にトラブルを証明する文書の作成を依頼し続ける中で、所長の退職を知ったものであり、いつ退職したかは聞いても教えてもらうことができなかった。」旨を説明し弁解した。

しかし、所長の給料及び退職手当の支出に係る文書は、愛知県情報公開条例（平成12年愛知県条例第19号）の規定により、いつでも開示請求が可能であることから、相当の注意力をもってすれば客観的にみて当該行為を知ることができたものであり、上記判例の基準からして、本件住民監査請求は、財務会計上の行為から1年以上経過した請求に正当な理由があると認めることはできない。

以上のとおり、本件住民監査請求は、法第242条第2項で定める1年の期間を経過してなされたものであり、1年を経過した後に監査請求することについて同項ただし書の「正当な理由」を認めることができず、その余を審査するまでもなく、不適法といわざるを得ない。

### 第3 結論

よって、本件住民監査請求は、法第242条の要件を欠いているので、不適法であり、これを却下する。